

家畜衛生だより



令和2年8月第10号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年3月9日及び6月30日に飼養衛生管理基準の改正が公布、一部の項目を除き7月1日から施行、令和3年4月1日からは完全施行されます。

<主な改正項目>



令和2年7月1日～

★家畜の所有者の責務 : 関係法令の遵守等

★獣医師等の健康管理指導

★衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止

★衛生管理区域入口での更衣、車両乗降時の交差汚染防止



★安全な資材の利用

★畜舎ごとの専用の衣服・靴の設置並びに使用

★衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

令和2年11月1日～

防護柵、防鳥ネットの
設置も義務化されました!

★衛生管理区域への野生動物の侵入防止

- ・野生いのしし侵入防止のため、防護柵を設置
- ・野生動物が隠れないよう、柵周辺の除草を実施



★野生動物侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

- ・畜舎・飼料保管庫・堆肥舎・死体保管庫等に防鳥ネット等を設置
(網目の大きさが2cm以下のもの、又は同等の効果をもつもの)



◎防鳥ネットの購入は、補助事業が利用できます。詳細は家保までお問い合わせください。

★大臣指定地域※における放牧場についての取組

- ・放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保

※大臣指定地域:いのしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域(千葉県も指定されています)

令和3年4月1日～

★飼養衛生管理マニュアルの作成

マニュアル案は今後提示予定

★放牧制限の準備

法に基づく放牧制限等に備え、避難用の畜舎又は移動場所を確保

★処理済み飼料の利用

肉を扱う事業所等から出される食品循環資源を飼料原料として利用する場合、攪拌しながら90度以上60分以上の加熱が必要

注目!

～飼養衛生管理者のメール登録をされた方へ～

家保からの確認メールは届いていますか?届いていない場合は、

@pref.chiba.lg.jpからのメールを受信できるよう、受信設定をお願いします!